

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日)  
（当たる休日は、  
勝田川が土地区画整理区が行う土地改良事業に係る勝田川地区第二工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇告示 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（農村整備課）

土地改良事業計画の決定（三件）（〃）

土地改良事業計画の変更（二件）（〃）

土地改良事業の認可（〃）

保安林の指定の解除予定（造林課）

漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発起人の届出（水産課）

都市計画の変更に係る案の縦覧（七件）（都市計画課）

廃川敷地の生成（河川課）

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤崎町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源替農道整備事業大名地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五

項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間  
昭和六十二年二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所  
岩美町役場

四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し  
二 縦覧に供する期間  
昭和六十二年二月二十一日から二十日間  
三 縦覧に供する場所  
名和町役場及び大山町役場

四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業岸溝地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十二年二月二十日

一 縦覧に供する書類

鳥取県告示第百十五号  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業日が崎地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

## 土地改良事業計画書の写し

## 三 縦覧に供する場所

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場及び溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申立てること。

## 鳥取県告示第百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業多里地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月二十一日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

鳥取県知事 西 尾 邑 次

西

尾

邑

次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

日南町役場

四 異議の申立て

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、総覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

### 鳥取県告示第百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業福岡（山の内水路）地区農業用排水）を昭和六十二年二月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第百二十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百二十一号

次のように漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律二十八号）第二条第一項の規定による同意を求めることについての届出があつたので、漁船損害等補償法施行令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月二十日

一  
1

解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市富海字五歩谷九九二・字下大澤九九四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

送電施設用地とするため

二  
1 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市富海字神坂谷九八二（次の図に示す部分に限る。）、字勝負

谷九七八の二

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

送電施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて総覽に供する。）

鳥取県知事 西 尾 邑 次

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

届出事項	指定漁船調査の縦覧
氏名	縦覧場所
西伯郡中山町御崎 二九八 森 長 武 志 西伯郡中山町御崎 三三二 山 本 圭 輔 西伯郡名和町大字 御来屋九六六 灘 本 勇 西伯郡名和町大字 御来屋一〇九三 大 島 禮 一 郎	漁船損害等補償法 第百三十条第一項 の申出の相手方と なる漁業協同組合 の名称 中山漁業協同組合 中山漁業 二十日から同年三 月六日まで 中山漁業 協同組合 御来屋漁業協同組 御来屋漁業 昭和六十二年二月 二十日から同年三 月六日まで 御来屋漁業 協同組合
西伯郡中山町御崎 二九八 森 長 武 志 西伯郡中山町御崎 三三二 山 本 圭 輔 西伯郡名和町大字 御来屋九六六 灘 本 勇 西伯郡名和町大字 御来屋一〇九三 大 島 禮 一 郎	中山漁業 二十日から同年三 月六日まで 中山漁業 協同組合 御来屋漁業協同組 御来屋漁業 昭和六十二年二月 二十日から同年三 月六日まで 御来屋漁業 協同組合

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画都市高速鉄道日本国有鉄道湖山基地

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鳥取市湖山町東五丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

四 縦覧期間

昭和六十二年二月二十日から同年三月六日まで

氏名	縦覧場所
西伯郡中山町御崎 二九八 森 長 武 志 西伯郡中山町御崎 三三二 山 本 圭 輔 西伯郡名和町大字 御来屋九六六 灘 本 勇 西伯郡名和町大字 御来屋一〇九三 大 島 禮 一 郎	中山漁業 二十日から同年三 月六日まで 中山漁業 協同組合 御来屋漁業協同組 御来屋漁業 昭和六十二年二月 二十日から同年三 月六日まで 御来屋漁業 協同組合
西伯郡中山町御崎 二九八 森 長 武 志 西伯郡中山町御崎 三三二 山 本 圭 輔 西伯郡名和町大字 御来屋九六六 灘 本 勇 西伯郡名和町大字 御来屋一〇九三 大 島 禮 一 郎	中山漁業 二十日から同年三 月六日まで 中山漁業 協同組合 御来屋漁業協同組 御来屋漁業 昭和六十二年二月 二十日から同年三 月六日まで 御来屋漁業 協同組合
西伯郡中山町御崎 二九八 森 長 武 志 西伯郡中山町御崎 三三二 山 本 圭 輔 西伯郡名和町大字 御来屋九六六 灘 本 勇 西伯郡名和町大字 御来屋一〇九三 大 島 禮 一 郎	中山漁業 二十日から同年三 月六日まで 中山漁業 協同組合 御来屋漁業協同組 御来屋漁業 昭和六十二年二月 二十日から同年三 月六日まで 御来屋漁業 協同組合
西伯郡中山町御崎 二九八 森 長 武 志 西伯郡中山町御崎 三三二 山 本 圭 輔 西伯郡名和町大字 御来屋九六六 灘 本 勇 西伯郡名和町大字 御来屋一〇九三 大 島 禮 一 郎	中山漁業 二十日から同年三 月六日まで 中山漁業 協同組合 御来屋漁業協同組 御来屋漁業 昭和六十二年二月 二十日から同年三 月六日まで 御来屋漁業 協同組合

鳥取県告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、羽合都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する

同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 都市計画の種類及び名称

羽合都市計画道路一・四・一号 羽合泊線

## 二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

東伯郡羽合町大字久留字樋口下、大字橋津字下河原、大字赤池字下

河原、字四郎三堀、字三ツ石、字墓廻り及び字川端、大字上橋津字手

崎、字前田及び字向山、大字南谷字ヒジリ、字大谷、字馬ノ山、字大

ナル、字二ノ下イヤガ谷、字夫婦塚、字勝負谷、字奥谷、字中山、字

大山、字大山谷、字新林及び字二ノ琴引並びに大字宇野字乳母ヶ谷、

字馬隠、字下馬山、字中馬山、字中馬山二、字上馬山、字七曲り及び

字僧ヶ谷並びに泊村大字字谷字僧ヶ谷、字シヤラ、字正来、字二ノ瀧、

字高平、字瀧、字清水、字宇野谷、字池田平、字向山中林、字澤、字

池田、字比方及び字ナハナミ、大字原字三ノ北谷、字二ノ北谷、字北

谷、字水神及び字渡場並びに大字園字浜山

## 三 都市計画の案の縦覧期間

東伯郡羽合町大字久留一九一一 羽合町役場

昭和六十二年二月二十日から同年三月六日まで

## 四 縦覧期間

昭和六十二年二月二十日から同年三月六日まで

## 鳥取県告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更しようとるので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路三・五・三号 倉吉由良線及び三・六・一号 河原

## 町宮川町線

## 二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

三・五・三号 倉吉由良線

倉吉市字西出口及び字東出口

三・六・一号 河原町宮川町線

## 三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市字福吉町、字篠ノ沖、字西出口及び字東出口

## 四 縦覧期間

昭和六十二年二月二十日から同年三月六日まで

**鳥取県告示第百二十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画公園五・五・一号 打吹公園

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

倉吉市字浅田谷及び仲ノ町字打吹山

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

四 縦覧期間

昭和六十二年二月二十日から同年三月六日まで

き、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域

追加する部分

米子市祇園町二丁目から陰田町までの地先公有水面

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市加茂町一丁目 米子市役所

四 縦覧期間

昭和六十二年二月二十日から同年三月六日まで

**鳥取県告示第百二十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、当該都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路三・三・二号 米子中央線

二 都市計画を変更する土地の区域

米子市昭和町及び道笑町四丁目

米子市加茂町一丁目 米子市役所

変更する部分

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市加茂町一丁目 米子市役所

四 縦覧期間

昭和六十二年二月二十日から同年三月六日まで

- 一 都市計画の種類及び名称  
米子境港都市計画用途地域
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
第二種住居専用地域
- 三 都市計画の案の縦覧場所  
米子市祇園町二丁目から陰田町までの地先公有水面
- 四 縦覧期間  
米子市加茂町一丁目 米子市役所

#### 鳥取県告示第百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月二十日

鳥取県告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画

鳥取県知事 西 尾 邑 次

の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

- 一 施行者の名称  
倉吉市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和五十二年三月一日から昭和七十年三月三十日まで
- 四 事業地  
昭和六十二年二月二十日

事業地に倉吉市八尾字林谷口及び字寺ノ下、米田町二丁目、米田町、上灘町、新陽町、荒神町、駄経寺町字五反田、字正尺、字早稻田、字福田、字東谷、字海又及び字中ノ谷、東町、葵町、魚町、仲ノ町、葵町字十石谷、仲ノ町字打吹山、字浅田谷、字東家士町、字東岩倉町、字西岩倉町、字越中町、字福吉町、字東出口、字西出口、字箋ノ沖並びに字南越殿を加え、

倉吉市八屋字土手根、字大通、字高瀬及び字中河原、東巖城町、下田中町、南昭和町、駄経寺町二丁目、住吉町、宮川町、宮川町二丁目、駄経寺町字大御堂及び字上湯原、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、研屋町、東仲町、西仲町、西町、新町三丁目、大正町、字布留舍沖、字牢町、字皂樹、字長門土手、字見取、字東大流並びに字西大流地内において事業地を変更する。

- 2 使用の部分  
変更なし

### 鳥取県告示第百三十号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。  
その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 河川の名称

勝田川水系に係る二級河川勝田川

#### 二 廃川敷地が生じた年月日

昭和六十二年二月二十日

#### 三 廃川敷地の位置

- 1 東伯郡赤崎町大字山川字新田平六四一一〇地先から同字六八九一地先まで
- 2 東伯郡赤崎町大字山川字ススケ畠八〇一一一地先から同字五七五一地先まで
- 四 廃川敷地の種類及び数量  
土地 二、九四七平方メートル